

平成18年7月25日(火)

於・虎ノ門パストラル 新館5Fマグノリア

## 第26回資源管理分科会議事録

水産庁

水産政策審議会・第26回資源管理分科会

### 1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成18年7月25日 午後2時35分

閉会 平成18年7月25日 午後3時45分

### 2. 出席した委員の氏名

委員 小林 嗣宜 桜本 和美 福島 哲男 三鬼 楠好

宮原 邦之 山下 東子

特別委員 市山 亮悦 伊藤 裕康 今村 博展 蟹 忠男

熊谷 拓治 近藤壽榮造 中田 邦彦 本川 廣義

3 . 水産庁側出席者

井貫増殖推進部長 末永審議官 坂井企画課長 武田管理課長  
國府資源管理推進室長 宮原沿岸沖合課長 山下遠洋課長 重研究指導課長  
小田巻漁場資源課長 長尾栽培養殖課長 小關防災漁村課長

4 . 諮問事項

諮問第109号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正  
する省令について

諮問第110号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の  
規定に基づく基本計画の検討等について

5 . 協議事項

海洋水産資源開発基本方針の策定について

6 . 報告事項

第1種特定海洋生物資源の採捕数量について

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について  
(諮問第100号)

7 . 議 事

別紙のとおり

8 . 議決の数

出席者全員賛成

9 . 答 申

別紙のとおり

1. 開 会

1. 議 事

( 諮問事項 )

諮問第 1 0 9 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の  
一部を改正する省令について

諮問第 1 1 0 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条  
第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について

( 協議事項 )

海洋水産資源開発基本方針の策定について

( 報告事項 )

第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について  
指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令  
について ( 諮問第 1 0 0 号 )

( その他 )

1. 開 会

開 会

武田管理課長 それでは、ただいまから第 26 回の資源管理分科会を開催いたします。

まず委員の出席状況について御報告をいたします。水産政策審議会令第 8 条第 1 項の規定により審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員 8 名中 6 名の方が出席されており定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は適法に成立いたしております。なお、特別委員は 15 名中 11 名の方が出席となっております。

本日はお忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。最初に配付資料の確認をさせていただきます。

議事次第の下に資料一覧がございます。資料は 1 から 6 までございまして、資料 1 が委員会の名簿、資料 2 が諮問第 109 号の関係です。資料 3 が諮問第 110 号の関係。これは資料 3 と、その下に資料 3 - 1、それからグラフのついた資料 3 - 2 がございます。それから協議事項の関係で資料 4、その後、報告事項の関係で資料 5、資料 6、以上が本日の資料でございます。

なお、資料 2、資料 3 の諮問文でございますが、諮問者でございます中川農林水産大臣が本日海外出張中ございまして、農林水産大臣臨時代理として川崎厚生労働大臣が指名されております。資料では中川大臣となっておりますが、その点、御了承いただきたいと存じます。

資料につきまして過不足等があれば申し出ていただきたいと思っております。大丈夫でしょうか。それでは山下分科会長、お願いします。

議 事

( 諮問事項 )

諮問第 1 0 9 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の

## 一部を改正する省令について

山下分科会長 皆さん、こんにちは。今日は前の会議が押しておりまして、私の着席が遅くなりましたので、早くからお越しいただいていた委員の方々、お待たせして申しわけございませんでした。

早速ですが議事に入りたいと思います。

まず諮問事項第 109 号の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する省令について、説明をお願いいたします。

山下遠洋課長 遠洋課長の山下でございます。資料 2 に基づきまして御説明を申し上げます。失礼して座って御説明を申し上げます。

最初に諮問文を朗読させていただきます。

### 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する省令 について（諮問第 109 号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令並びに承認漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法第 65 条第 5 項及び水産資源保護法第 4 条第 5 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

1 ページお開きいただきたいと思います。資料の別紙でございますが、改正の背景等をここで御説明申し上げておりますが、今回諮問をお願いしております VMS、漁船監視システムの導入及び大西洋におけるきはだの小型魚の規制の廃止につきましては、前回の資源管理分科会で、次回お願いしますということで概略御説明申し上げたところでございます。

改正の背景に入りますが、かつお・まぐろ類等につきましては、漁獲の規制等、資源管理措置が、各海域ごとに定められた条約に基づく地域漁業管理機関、具体的に申し上げますと大西洋まぐろ類保存委員会（ICCAT）とか、全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）等の勧告等によって行われているところでございます。今般、これらの資源管理措置を実施するための国内担保措置といたしまして指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び承認漁業等の取締りに関する省令に所要の規定を追加するという改正を行おうとするものでございます。

改正の概要でございますが、(1) として漁船監視システム（VMS）の導入でございます。各地域漁業管理機関におきまして漁船監視システム、これは位置を測定します GPS によって測定した漁船の位置を人工衛星を通じて送信させることによって漁船の活動を監視する仕組みでございます。この導入を義務化する動きが広がっておりまして、一部海域については既に導入を見ているところでございます。

こういったことから、農林水産大臣が別に定める海域において操業する漁船には、衛星船位測定送信機、VMS の機械でございますが、これを備え付け、これを用いて漁船の位置を報告しなければならないこととする規定等を省令に新たに追加しようとするものでございます。全く同じ趣旨で、承認省令についても行おうとするものでございます。

次の(2) でございますが、これは大西洋のきはだまぐろの規制の廃止でございます。昨年、2005 年の大西洋まぐろ類保存委員会（ICCAT）の年次会合におきまして、きはだまぐろの小型魚規

制、具体的には体重 3.2 kg 未満の採捕禁止が今まであったわけですが、これを廃止するという勧告が採択されております。これは一言で申し上げますと、大西洋におきますきはだまぐろの資源が比較的順調に推移しているということが大きな理由でございます。こうしたことから、遠洋かつお・まぐろ漁業について、大西洋の海域におけるきはだの小型魚規制を定める指定省令別表第 2 中の規定を削除しようとするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日、8月の早い時期を予定しているところでございます。

1枚めくっていただきますと新旧対照表の形になっておりますが、改正の条文を掲げております。指定漁業の許可及び取締り等に関する省令がまず最初にございまして、第 24 条の 2 として 3 つの項目を新たに規定しようとしております。

第 1 項では、指定漁業ごとに大臣が別に定めて告示する海域において漁業を営むときは、衛星船位測定送信機、VMS の機械でございますが、これを当該船舶内に備え付けておかなければならないという規定でございます。そして第 2 項では、船長は、前項の海域を航行するときは、常時 VMS の機械を稼働させ、船舶の位置並びにその位置における日付、時刻その他海域ごとに別に定めて告示する事項について報告しなければならないという規定でございます。3 項では、この送信機の故障によって報告ができないときには、速やかにその旨を報告して、その指示を受けなければならないとする規定でございます。

罰則の方は、第 1 項について第 107 条で罰則がかかることになっております。

それから、2 ページでは別表第 2 の、現行規定には 3 として大西洋の海域におけるきはだまぐろの 3.2 kg 未満の採捕禁止が規定されているところでございますが、これを削除するという改正でございます。

それから、とんでいただきまして 5 ページには承認漁業等の取締りに関する省令の改正案文が掲げてございます。第 18 条の 2 として 1 項、2 項、3 項、ただいま指定漁業の省令の方でございまして「指定漁業」を「承認漁業」という言葉に入れかえたものでございますが、全く同文で規定をしたいというものでございます。

なお、承認漁業として新たな規制に係る漁業種類といたしましては、大西洋等はえ縄等漁業でございまして、南極の割合近い海域でメロをはえ縄で漁獲している船が相当いたします。現在まで既に VMS を設置していただいておりますが、これまでは承認の制限条件で規制をかけていたものでございますが、今後、承認の切りかえ時期にこちらの省令による設置義務の方に移行していこうと考えているところでございます。

8 ページ、最後に漁船監視システム (VMS) の概念図ということで、各漁船に設置した機械から人工衛星を通じて水産庁の方に情報がくるというものでございます。既に御承知の方が多いかと思いますが、こういうことで地球上のすべての海域の情報を入手することができるというシステムでございます。

なお、ただいま御説明申し上げました省令の改正案でございますが、この条文につきましては、今後、罰則の適用に関する部分を中心に法務省との協議が必要でございます。したがって、今回諮問しております条文につきまして、規定ぶりにつきまして若干の修正があり得ることを御了承いただきたいと存じます。また、その際には、大きな変更がないことが前提ではございますが、分科会長に御一任いただくということを併せてお願いする次第でございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

山下分科会長 では、ただいまの説明につきまして何か御質問、御意見などはございませんでし

ようか。

諮問第 109 号については原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

山下分科会長 それではそのように決定いたします。

諮問第 110 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項  
の規定に基づく基本計画の検討等について

山下分科会長 次に諮問第 110 号でございますが、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について、説明をお願いいたします。

武田管理課長 管理課長の武田でございますが、着席にて説明させていただきます。

諮問第 110 号につきましては、お手元の資料 3 をごらんいただきたいと思います。まず諮問文を朗読させていただきます。

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 川崎 二郎

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく  
基本計画の検討等について（諮問第 110 号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画に別紙のとおり変更の検討を加えたいので、同条第 8 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画の一部を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第 7 項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

今回の基本計画の変更ですが、平成 18 年のまさば及びごまさばの T A C の留保分の追加配分について御審議いただくというものでございます。変更箇所につきましては、諮問文を 1 ページめくっていただきますと新旧対照表がございます。1 ページ目に指定漁業の種類ごとの配分の部分、大中型まき網漁業の変更のもの、それから、さらにめくって 3 ページ目に都道府県別の配分の新旧対照表がございますが、説明は資料 3 - 1 の平成 18 年漁獲可能量の配分総括表（案）というものを ごらんいただきたいと思います。

資料 3 - 1 の真ん中あたりにまさば及びごまさばがございますが、全体としての平成 18 年の漁獲可能量は 60 万 2,000 トンとなっております。この 60 万 2,000 トンという数字は、当初の配分と、漁場形成の変動に対応するための留保分を合わせた合計数量でございます。このうち当初配分といたしまして、その右側に大臣管理分として 23 万 4,000 トンを大中型まき網漁業に配分しております。また、都道府県の当初配分といたしましては、1 ページめくっていただきまして、東京都、静

岡山、三重県など9都県に数量配分をしているところでございます。

今回の留保枠の配分ですが、1ページ目に戻っていただきまして、下の注1のところに書いてございますように、漁場の形成状況を踏まえつつ、大臣管理分、知事管理分を合わせた漁獲の数量が、まさば及びごまさばにつきましては44万4,000トン以内になるようにすることを目安に配分を行うことにしているものでございます。今回、大臣管理分といたしまして大中型まき網漁業の数量を23万4,000トンから30万3,000トンに、真ん中に網かけがしてございますが、このように改定をする。それから都道府県管理分につきましては、1枚めくっていただきまして下の方、宮崎県の数量を7,000トンから1万2,000トンに、鹿児島県の数量を7,000トンから2万トンにそれぞれ改定したいと考えております。

今年に入ってからの漁獲の状況につきまして、資料3-2のグラフをごらんいただきたいと思います。この表の見方ですが、H18TAC、字が小さくて恐縮ですが、青い線が水平に引いてございます。これが当初のTACの配分数量で、赤丸、5月まで表示されていますが、これが今年の漁獲量です。ごらんいただきますと、今年のさば類の漁獲状況は、昨年、紫のバツで示されておりますが、それに比べますと、全体的に見れば下回る漁獲数量にあります。これまでのところ、TACの消化の状況、TACの基礎とする数量、44万4,000トンと申し上げましたが、それに対する採捕実績の割合で見ましても昨を下回って推移しているという状況にございます。

そういう中で、ごらんになると分かりますように、今回、北部太平洋海域におけるまさば、これは2004年生まれが主体ですが、そのまさばの漁場形成が比較的良好な大中型まき網漁業、それから、ごまさば、これも2004年生まれが主体に入ってきておりますが、その漁場形成が良好な宮崎県、鹿児島県、これらに対して追加配分を行うというものでございます。

なお、グラフを見ていただきますと和歌山県につきましても今年の漁獲状況は例年に比べて良い状況で推移しておりますが、同県につきましては、県の方からもう少し様子を見て追加の必要性について判断したいという話を聞いております。

なお、まさばの太平洋系群につきましては、昨年に引き続きまさば太平洋系群資源回復計画を行っておりまして、それに基づいて休漁などの取り組みを進めているところでございます。

諮問第110号についての説明は以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

山下分科会長 ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問などございませんでしょうか。

資料3-2をごらんいただきますと、去年もこのような時期に同じような議題が上がったなど、ビジュアルに思い出しただけかと思いますが、今回につきましては宮崎県と鹿児島県、それから大中まきということでございます。いかがでしょうか。

それでは、御意見もないようでございますので、諮問第110号については原案どおりでよろしくございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 ではそのように決定いたします。

#### (協議事項)

海洋水産資源開発基本方針の策定について

山下分科会長 次は協議事項に入ります。海洋水産資源開発基本方針の策定についてということで、説明をお願いします。

坂井企画課長 企画課長の坂井でございます。着席して、資料4につきまして説明をさせていただきたいと思っております。海洋水産資源開発基本方針の策定について。協議事項でございます。

御案内のように、海洋水産資源開発基本方針は、海洋水産資源開発促進法の規定に基づいて5年ごとに定めることとされております。内容につきましては、(1)から(4)まで整理をされておりますが、沿岸海域における増殖・養殖の推進に関する事項ということで、具体的な漁業生産の増大目標、現在は22万トンでございますが、また、増養殖を推進することが適当な水産動植物の種類、自然的条件、こういったものを定めているところでございます。また、(2)の漁業生産の企業化の促進に関する事項につきましては、漁業種類ごとに新漁場の予定海域といったものを定めるところでございます。

現行の第7次基本方針でございますが、後ろの方に資料として添付しておりますが、14年3月に策定されておりますので、19年3月、5年経過するということで、見直しが必要な段階になっております。現行の基本方針、目標年度を水産基本計画と同じ平成24年度に設定しております。そういった意味で、今回の見直しは期中での見直し、5年たった時点で見直しをして、目標年度を5年延ばして平成29年度ということで策定する必要があるわけでございます。

この検討作業でございますが、3に書いてございますように、例年同様、資源管理分科会のもとに専門委員会を設置して御議論をいただいております。なお、専門委員会の設置について本日御了解をいただくことを前提として、具体的な委員の選任につきましては分科会長と事務局で相談の上、決定させていただいております。

1枚めくっていただきまして、予定について、若干重複するところがありますが、説明をさせていただきたいと思っております。

本日協議をさせていただいているわけでございますが、今申し上げましたような形で専門委員会の設置、委員の選任につきまして御了解がいただけましたならば、分科会長と御相談の上、専門委員会の構成について後日決定をし、9月に予定されております資源管理分科会でその構成について報告をさせていただいた上、予定としては10月以降、2回から3回、回数については弾力的に考えたいと思っておりますが、専門委員会で議論をしていただき、この際、先ほど申し上げましたように生産量の増大目標がございますので、基本計画の自給率、あるいは漁港長計、こういったところとの整合性も踏まえながら議論を進めていただきまして、来年の2月あるいは3月に資源管理分科会で基本方針の諮問・答申をいただくことにはいかがかと考えております。

なお、基本方針につきましては閣議にかけるとはございません。水産庁が公表するという形になりますが、基本計画、漁港長計と同日の公表とすることを、現在のところ念頭に置いております。

また、この専門委員会でございますが、従来は、沿岸増養殖、新漁場・新漁業生産方式、資源管理ということで、3専門委員会を設置して個別に議論をさせていただいたところでありますが、総合的な議論が必要だという視点もございまして、今回は1つの委員会で総合的に御議論をいただければと思っております。以上でございます。

山下分科会長 ただいまは協議事項でございますが、海洋水産資源開発基本方針の策定のスケジュールについてでございます。ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問などございませんでしょうか。

ちょうど今、基本計画の方も見直しの策定中でありまして、同じ時期にやるんですねと、この間も申し上げたんですが、5年置きにどちらもやるので、同じ時期になるということのようです。ま



た、漁港長計、漁港漁場整備長期計画のことですが、これについても同じように整理をしておられるようでございます。

よろしゅうございますでしょうか。

宮原委員どうぞ。

宮原委員 うろ覚えで、教えていただきたいという意味ですが、これは遊漁の関係はなかったでしょうか。

坂井企画課長 遊漁の関係は含まれておりません。あくまでも漁業の生産の増養殖という視点でとらえております。

山下分科会長 ほかにはいかがでしょうか。

それでは、この分科会に9月以降、専門の委員会を設けまして、スケジュールに従って御審議をいただいて、年度末に海洋水産資源開発基本方針の案ができたところでこの分科会にお諮りいただくというような段取りだと聞いておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 ではそのように運んでいただくようにいたします。

#### ( 報告事項 )

##### 第1種特定海洋生物資源の採捕数量について

山下分科会長 次は報告事項でございます。幾つかございますが、まず1件目、第1種特定海洋生物資源の採捕数量について、説明をお願いいたします。

國府資源管理推進室長 資源管理推進室の國府でございます。着席して説明させていただきます。

資料5をごらんください。今回は4月から3月まででTAC管理をしております、すけとうだらの集計結果が出ましたので、その御報告をさせていただきたいということでございます。

資料5の1ページ目でございます。一番上の欄、漁獲可能量(A)と書いているところがTACでございます。その右側の採捕数量(B)が漁獲実績、 $(B)/(A)$ が消化率となっております。上から2番目のすけとうだらの欄を見ていただきますと、TACが28万2,000トンに対して、採捕実績が19万6,000トンということで、消化率は70%でございます。

1枚めくっていただきまして2ページ目でございます。同じ数量を管理主体ごとに分けておまして、上から2番目のすけとうだらの欄でございます。沖合底びき網漁業、大臣管理漁業分でございますが、全体で68%の消化率。海域ごとには41、23、88%となっております。都道府県知事管理分、北海道分でございますが、71%。いずれもTACの範囲内となっております。

もう1枚めくっていただきまして、3ページ目は数量配分された都道府県以外の数量も含めた実績を載せております。以上でございます。

山下分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明でございますが、何か御質問、御意見などございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、何かお気づきの点があれば後で挙手していただければと思います。

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令  
について(諮問第100号)

山下分科会長 次に報告事項の2つ目ですが、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について（諮問第100号）の件でございます。以前の諮問事項でございますが、これについて、その後の経緯、御説明をお願いいたします。

山下遠洋課長 遠洋課長でございます。資料6で御説明申し上げます。

今、分科会長からお話ございましたとおり、今年の2月28日に開催されました第24回の資源管理分科会におきまして、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部の改正についてということで諮問をいただいているところでございますが、そのときをお願いしたとおり、諮問の後に法務省との協議がございまして、若干字句の修正を要することになりました。修正の項目につきましては山下分科会長に御報告申し上げ、御了承をいただいてやってきたところでございますが、4項目ほどございましたので、まとめて御報告する次第でございます。

2ページ目から、上段に新たに追加したものを入れた文章、下に2月28日に諮問した条文という格好で入れてございます。まず1つ目でございますが、みなみまぐろの割当てを、当初、漁業者に割り当てるということでやっておりましたが、1の漁業者が複数の漁船を所有している場合に、船別に割当てをしませんと現実の姿に合わないということで、船舶別に割り当てるというのを入れてございます。

それから、その関連で、2番目でございますが、漁業者の便宜を図るという意味で、複数の漁船を有する漁業者に割り当てられました年間の漁獲量の限度の範囲内で船別に漁獲量の限度の変更を可能とする。例えば3隻にそれぞれ同じトン数を割り当ててもいいし、1隻に全部まとめてもいい。それは漁業者の判断で可能にするというのを追加してございます。

それから、3つ目は、漁獲したみなみまぐろに信号符字、漁船のコールサインでございますが、これと採捕の順序を示す番号を表示する義務をお願いするところでございますが、法務省からの指摘によりまして、陸揚げするまでの間にこのような表示を抹消したり除去してはいけない。ある意味で常識的な規制を追加してございます。

ここまでが3月31日までに修正を加えさせていただきまして、4月の各船からの申請を受けて、5月1日からの割当て許可に間に合っております。この辺の経緯につきましては、関係する漁業者の皆さんに十分説明する機会を持たせていただいたところでございます。

4つ目でございますが、これは確認の意味で7月6日になって追加したことでございますが、外国政府からみなみまぐろの割当てをもらっている船がございました。これが非常に混同しやすいものでございますから、これは別ですということで、明確に適用除外をする条項をこのタイミングで入れるということをいたしました。具体的にはニュージーランド政府からみなみまぐろの漁獲割当てを受けている船が、ほんのわずかでございますが、おりまして、このものについては適用除外であることを明らかにする規定を追加いたしました。

以上4項目につきまして、諮問第100号で諮問いただきました省令の改正にその後つけ加えさせていただいたものでございます。いずれも、先ほど申し上げましたように関係漁業者の皆さんには十分説明いたしまして、現場での混乱は今のところ全く報告されておりません。以上でございます。

山下分科会長 ありがとうございます。

これらの変更については、諮問第100号の時点で分科会長に結果を知らせるということになっておりましたので、私は先に聞いておりましたが、たくさんございましたので、今回この場を借り

てどのような変更があったか報告をしていただいたということでございます。

ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問などございませんでしょうか。

(その他)

山下分科会長 それでは、今日予定をしておりました議事についてはこれで終了ということになりましたが、この機会に、本日の議題にかかわらず、何かございましたら、何でも結構ですので御発言を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

市山特別委員。

市山特別委員 報告の中で第1種特定海洋生物資源の採捕数量について、今の報告を聞きまして、すけとうだらですが、大臣管理分も知事管理分もどちらも採捕率が70前後ということなんですが、自然相手の仕事ですから、それで資源量がどうこうという問題でないと思いますが、この辺について室長はどう考えておりますか。

山下分科会長 ではお願いします。

國府資源管理推進室長 すけとうだらの消化率についてでございますが、御存じのとおり、すけとうだらの系統のうちロシアとのまたがり資源がございます、その部分につきましては日本だけの管理はなかなか難しいということもございまして、過去5年間の最大の漁獲量をTACとして設定しておりますので、どうしても大きく出る可能性がある。というところで消化率が悪くなっている部分、それから、日本海の方で資源状況があまりよくない部分もあるんですが、あと、日本海の方では管理のしやすさを考えまして若干TACについて上乘せしている部分がございます、それで若干消化率が低くなっていると考えております。

山下分科会長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、三鬼委員。

三鬼委員 遠洋課長に確認の意味でお願いしたいんですが、1994年に開催されました第4回の中西部太平洋まぐろ類の多国間ハイレベル会議、それ以降、数次にわたってまぐろ漁船の漁獲能力の削減の必要性が決議されたと思います。しかし台湾、また台湾資本がこの決議に反しまして23隻の超大型のまき網漁船を増隻したということになっております。平成16年の7月に札幌で開催されましたWCPC決議の遵守の会合ではこれを減船するように求められたと思います。その後の台湾のまき網漁船の減船計画及びその実施状況はといいますと、最近の業界紙の報道では、日台政府間の協議によりまして台湾は160隻の減船に踏み切ったということでございます。加えまして、水産庁のさらなる努力によりまして26隻を追加削減することが合意されまして、こういった機運が今の魚価の回復に大きなたってこ入れとなっていることは事実であります。

しかし、これによって便宜置籍によって増隻した台湾の超大型まき網漁船の漁獲能力に見合う削減がなされた、このように報じられております。ということは、これは私の思い違いであれば御容赦願いたいと思いますが、はえなわ漁船の漁獲能力の削減をまき網漁船につけかえるというような文面に受け取れるわけですが、こういったことが国際的に合意されたものかどうか、御説明をできればお願いしたいと思います。

山下分科会長 ではお願いします。

山下遠洋課長 ただいま御指摘いただきました中西部太平洋におきますかつお・まぐろ類に対す

る漁獲能力の国際的な管理の問題でございます。今お話しいただきましたように、従来から台湾資本によります便宜置籍としての大型まき網船を、各国の能力削減の決議にもかかわらず増やしてきた。バヌアツとかパプアニューギニアとか、太平洋の開発途上国に船籍を置いてまき網の数を増やすということやってきたものでございます。これに対して札幌で会議を開いて決議をするということもやってまいった次第でございます。その後、WCPFCということ正式に条約として成立いたしましたして、我が国も正式に加盟して参加したところでございます。当然の中で問題になりましたのは、台湾系の大型まき網船の増隻の問題であったわけであります。

一方、今御指摘いただきましたとおり、台湾のまぐろはえなわ船の漁獲能力の管理の問題が同時並行でございまして、これは太平洋に限らず、大西洋、インド洋、全地球的なところでの台湾のまぐろはえなわ船の漁獲能力の管理の問題として取り上げてずっと協議をしてきたものでございます。その間、大西洋まぐろ類保存委員会（ICCAT）というところで関係国との協議も併せて行ってやってきたものでございます。

台湾のまぐろはえなわ船の方を先にお話し申し上げますと、減船が必要であるというのは大分前から話があったところでございますが、最初は60隻減船するということからスタートしたものであります。その間、いろいろ話がございまして、昨年春ぐらいには台湾側として120隻の減船を行うことを表明していた。それから、昨年の11月に開催された大西洋まぐろ類保存委員会（ICCAT）の場で、さらに40隻上乘せして160隻減船をするということが表明されたわけであります。

その後、我が国と台湾の行政当局の間で話し合いを数次にわたって行いまして、今申し上げた160隻の減船というのはもっぱら大西洋とかインド洋とか、太平洋以外の海域のウエートが高かったものですから、太平洋の問題としてどう考えるか、この辺を中心に話をしたものでございます。その結果、東部太平洋、我が国の漁業者の間では西経漁場と呼んでおりますが、ここでの台湾のはえなわ船の当面の操業自粛とともに、隻数も減らしていこうということで、今お話がございましたように、160隻にさらに二十数隻上乘せして減船をしようということで、太平洋を中心にはえなわの漁獲努力量をさらに削減するという、合意といえますか、ことになってきたところでございます。

この点につきましては、今後、国際的な会議の場で関係国の理解を正式に求めるというのが手続的には残されている問題であります。それから、台湾側としては既に昨年60隻の減船を行いまして、今年100隻の減船を予定していると聞いております。ですから残りの二十数隻については来年減船をする計画になろうかと思っております。それがはえなわの問題でございます。

最初に申し上げました大型のまき網船の中西部太平洋における漁獲努力量の凍結の問題でございますが、これは、まき網に混獲されるめばち、あるいはきはだの資源に対する懸念が主たる理由でございました。外国の大型まき網船も、その漁獲の9割近くがかつおでございますが、かつおにつきましては、太平洋のみならず、ほかの海域もそうでございますが、全く資源的には問題はないというのが現在の科学的な見解でございます。そういったことで、混獲されるめばちまぐろ、きはだまぐろの資源の問題ということで大型のまき網船の増隻が問題であると強く非難をしてきたということでございます。

そういう意味で、今回、はえなわの問題で台湾と話し合いをする中で、めばちやきはだに対する漁獲努力量を削減するという意味において、大型まき網船の混獲するものと見合うと資源的には言えるのではないかとということで、先ほどお話がございましたように、大型の問題とはえなわの問題が見合う努力量の削減がなされたとみなすことができるというふうに理解をしているものでござい

ます。

まき網とはえなわの相互関係につきましても、今後、国際的なW C P F C等の委員会の場で関係国の理解を得るべく説明し、努力していく必要はあると思いますが、とりあえずそういう理解になっている。それから、まき網について申し上げますと、現在、台湾の行政当局はまき網に対する許可の数を増やさないと明言しておりますし、遊休許可といいますが、漁船がついていない許可が何隻かありますが、これはずっと凍結するというのも併せて台湾側は約束しているところでありまして、そういったことを併せて、まき網とはえなわ、2つの漁業種類を合わせて漁獲努力量の問題について一応の決着を見たというのが現在の状況であると言えるかと思えます。

三鬼委員 ありがとうございます。

いろいろな報道を見ますと、まき網とはえなわのやりとりで取引をしたような文面に見える。我々の仲間もそのように理解しているものですから、一度確認したいなと思ったわけですが、まき網船の代船建造ということについても外国ではさらに大型化しようという空気があるようだということも聞いておりますので、その点も行政の方でもよく見張っていただきたいなと思っております。以上です。

山下分科会長 先ほど伊藤委員から手が挙がっていたと思いますが。

伊藤特別委員 さんまのことでございますが、たしか半年ぐらい前のこの分科会でさんまのことでお話し合いがあった。あの時に山下先生から、この後どういうふうにやっていくんだというお話があって、水産庁の、たしか宮原課長だと思いますが、さんまの問題は非常に大きな問題であるし、担当課として積極的にやりますというお話が出たのでございます。

その後、まさにおっしゃったとおり、非常な努力をなさいまして、この間も釧路であったのでございますが、水産庁の主催で、しかも課長御自身が出られて、まとめ役、議長を務められて、漁業者、それから私ども市場からも出席を求められるということで、それぞれいろいろな利害がある中で、積極的に水産庁の方でまとめられる、こういう御努力に対して心から敬意を表します。そしてまた、それだけおやりになっているということ、委員の一人としてここに御報告したいと思えます。以上です。

山下分科会長 ありがとうございます。

宮原課長、何かありますか。

宮原沿岸沖合課長 珍しく褒められて(笑声) 余りコメントもないんですが、さんまの対策は、今年の漁期については一応の格好がつくようなことになりましたが、まだまだ、保田会長がおられますが、話し合いが必要だということで、これからもやっていきたいということでございますので、よろしく願います。以上です。

山下分科会長 ありがとうございます。

保田委員はいいですか。

保田特別委員 宮原課長さんを座長として、先ほど伊藤さんからお話があったように、2回、3回と、さんまを扱う者たちが一堂に会して腹の内をさらけ出しまして、厳しい話も多々ございましたが、我々業界としましてはここ数年来要望されてきたものを謙虚に受けとめて、その中の1つでも2つでも削除しながら生き残っていこう。悪いと言われることは1つでも2つでも自分たちも直していこうということで、本年度、伊藤さんも御存じのように分離機の撤去、始業時期を後ろに倒すというふうな大きな2つの目標を持って進んでいきたい。この2つの決断がよい結果につながることを思いながら、本年度、8月15日、第1陣の出漁を期待して、願わくば魚価が上がっていた

だくことを期待しながら、細部にわたって、平準化のための方法等もTAC委員会を頭にして進んでいるところでございます。これからもひとつよろしくお願い申し上げます。

山下分科会長 ありがとうございます。

どうぞ。

伊藤特別委員 さんまにつきましては、私ども市場関係者、それから浜の加工、仲買さん方、こういう方々との全体の大きな会議もこの間、釧路でやったんですが、みんなが一致して、今年こそまさに「さんま元年」ということで、洋上選別もなくなる、新しい体制で、漁業者の方々も今おっしゃったように非常に前向きに考えておられる、それらを迎えて、岡の方も精一杯、みんなでそれぞれ機能を十分に発揮して努力していこうという、祈りに似た気持ちであります。このシーズンが何とかさんまについていい結果がもたらされるように、祈るような気持ちで今あります。本当に皆さんの努力が実を結ばれるといいと思っております。

山下分科会長 ありがとうございます。我々も、これからシーズンに入るところですので、注目していきたいと思っています。

ほかにはいかがでしょうか。

來田委員お願いします。

來田特別委員 資源回復に関しましては、漁業者の皆さん、本当に大変な御努力をなさっておられるわけで、それにつきましても、先ほど宮原委員から「遊漁」という言葉が出ましたが、遊漁者の数は一応1,300万人と言われております。この人たちに海の資源の管理といいますか、回復といいますか、そういう意識をできるだけたくさん持っていただくことが、我々遊漁者の団体のあるべき姿ではないかと思っておりますが、市民レベルでの意識の統一といいますか、資源回復への意識ということになりますと、さまざまな問題が現場で出てまいります。

例えば、「遊漁」と言われておりますが、「遊漁」という言葉の定義というものがあいまいである。漁業者、つまり漁業組合員さんでない方がすべて遊漁という形になりますと、私ども遊漁者としては、「そうじゃないよ」という部分があるんです。ということは、自由漁業である一本釣り漁業と遊漁との区別が非常につけにくい。遊漁者の側からいいますと、マイボートで魚を釣って、それを何らかの形で販売している人は遊漁者じゃないよという定義づけをしているんですが、恐らく漁業組合さんの側から見ますと、これは遊漁者の範疇になるのではないか。その辺の線引きを、全漁連さんなんかとゆっくりお話をさせていただきながら調整をしていかなければならない。

その次に、今度は純粹に魚を釣って楽しむ人たち、狭義での遊漁者ですが、これを資源回復意識を持つのに積極的に協力していかないといけないと思います。そのために何ができるかといいますと、資源には限度があるという意識の徹底である。

それを具体的に実行することになるとどういうことができるかという、釣りの現場での体長制限、産卵期の魚の捕獲制限、これは法的には非常に難しい状態であろうと思いますが、1つのイメージとして、1,300万人の釣り人の中にどうやって定着させるか。それから、魚を釣り過ぎた時に、もうやめようという意識、これは遊漁船の方々とも御相談しないといけない問題ですが、だんだんこのごろは周知徹底してきているように思いますが、そこらのところをはっきりしておかないといけない。それからもう1つは、多量のまき餌の自主的制限。そういうふうなものを関係する皆さん、地元の方々とも御相談しながら何かの形にしていけないといけないなと思っておりますが、そのための、水産庁あるいはこういうふうな委員会での指針といいますか、こういう方向で国民全体が動いてほしいという何かの意思表示がありますと非常に動きやすいと思っておりますので、その辺

も機会がありましたら御検討いただきたいという提案でございます。

山下分科会長 ありがとうございます。

何か水産庁の方からお答えとかはありますか。

國府資源管理推進室長 資源管理推進室の國府でございます。

非常に貴重な御提言、ありがとうございます。我々も今、いろいろな資源回復計画を推進しておりますが、一般的に資源回復計画の普及啓蒙、全漁連とも協力しているいろいろやっておりますし、個々の資源回復計画につきましても、資源回復計画に参加している人たちだけではなく、関係する一般の方々に対する普及啓蒙というものも、大々的にはございませんが、パンフレット等で行っている状況でございます。あるいは、今こういう資源回復計画、体長制限をしているので御協力をお願いいたしますといったようなこともやっているところでございまして、こういったものも今後活用していきたいと思っております。

それから、資源管理の重要性について全国的な会議、フォーラムという形でやっておりますが、一般の方々の自由な参加のもとでやらせていただいております。こういったものも活用しつつ頑張っていきたいと考えておりますので、よろしく御協力のほどをお願いします。

山下分科会長 ありがとうございます。

宮原委員お願いします。

宮原委員 今の來田さんからのお話については、全漁連もそういうことで、遊漁の関係では協議をしていきたいと思っておりますし、水産庁にもそういう場の設定もお願いをしておりますので、健全なレジャーとしての遊漁、それを逸脱している者もかなり出てきておりますので、区分をした物の考え方も今後詰めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

山下分科会長

ほかに。

市山委員お願いします。

市山特別委員 私は北海道の沿岸に住んでいる者ですが、今、來田先生の遊漁の人方の物の考え方をお聞きしながら、やっぱり日本国民は海に面している国民ですから、海を利用したレジャーとか釣りというのは絶対かえがたいものがあると思うんです。ただ、先生、1,300万人と言いましたが、日本の人口の1割ですね。この人たちは本当に会員となっているんですか、それとも推定ですか。私は地元にいれば、組合員に、海に来る者を排除の論理でいるとけんかが絶えないよ。しかし、これを糧にして生活している人と遊びの人とは、主と従をきちっとわきまえてもらうということで、北海道では今、さけ・ますをライセンス制にしたり、ひらめをライセンス制にするとか。

ところが、ここで問題になるのは、釣り人のグループがないんですね。一人一人にこれを周知徹底させるなんていう話にならないので、なぜそういうことになるかということ、さけ・ますとか、ひらめとかというのは、正規の漁業者が浄財を負担金として出して、これは官も応援してくれているんですが、そういう形で増殖しているのに、釣ってさよならではあまりにも虫がよ過ぎるだろう。やはりみんなで資源を守りながら、楽しむ人、生活する人をきちっとしていけば、そんなにアレルギーは私はないと思いますから、ぜひ釣り人の組織づくりですね。

全国ネットでなくてもいいんです。地域地域で発信できるようにしてもらえれば、漁業者はそんなに今はアレルギーはないはずですから、ひとつ仲よく、海を楽しく使うということを原理原則として進みたいと思っておりますので、参考までにお話ししておきます。

山下分科会長 ありがとうございます。

こういうふうには仲よくやれるといいんですけども、実際のことになるとなかなか、ほかにはいかがでしょうか。

保田委員お願いします。

保田特別委員 一番最初にお話しされたVMSの件なんですが、今現在、我々 200 隻ほどがVMS 20、もしくはアルゴスが入って対ロシア水域に対しましては常時発信しながら操業しているという状況は御存じだと思いますが、アルゴスシステムが、我々は4年たっているんですが、非常に故障が目立ってきた。故障というよりも、耐用年数ということも言われているんですが、大体5年が限度じゃないか。5年に近くなると非常に発信が難しくなって、我々の場合はカムチャッカで取っているんですが、モニタリングセンターで取れない状態が非常に多くなって操業に支障を来している。出なかったらロシア水域に入れませんので、当初は1日に6点を取って、後で事後報告したらいいとか、いろいろな部分がありましたが、その件数が非常に多くなってきた。フランスのアルゴス社に問い合わせると、5年ぐらいが耐用年数として非常に故障が多くなる時期だということも言われています。

これから指定漁業の大臣が定める水域以外でもVMSのシステムというのは漁業管理上必要なものになってくると思いますので、何とか精度を高めるような、耐用年数が長くなるような。我々がこれを導入したときには、たしか大水から半分の補助をもらって導入したはずなんですが、国としても補助対策というか、どんどんどんどんかえていかなければならない時期にきていると思いますので、何とか対策を講じて、補助システム、もしくは耐用年数を長くするようなシステムを考えてもらいたいなと思っているんですが、いかがなものでしょうか。

我々はさんまの業界だけでアルゴスを使っていますが、ほかの業界では故障だとか耐用年数ということはあまりないですかね。

山下分科会長 では、山下課長お願いします。

山下遠洋課長 御指摘のとおり、機械のことですから、どうしても耐用年数というものはあるんだろうと思います。そういう中で、私ども遠洋課の方でやっていますのはかつお・まぐろ漁業が多いんですが、御指摘のアルゴスのほかにインマルサットC、それからミニCシステム、この辺を積むのが多いんですが、いずれも、今ロシア水域のことをおっしゃいましたが、外国の200海里の中に入漁するときの条件で、相手の国からアルゴスならアルゴスという指定を受けたり、インマルサットにしてくれというようなことで、機種が一致しないところがあるのでありますが、いずれにしても使う台数が増えれば当然メーカーの方も要望を聞くようになると思いますし、メーカーに対する要望もユーザーからどんどん出していきたいと思いますし、水産庁の方でも関係する沿岸沖合課とも相談しながら、何ができるか、何をすべきかについてさらに検討していきたいと考えます。

保田特別委員 よろしくをお願いします。

山下分科会長 ほかにいかがでしょうか。

事務局からは何かありますでしょうか。

武田管理課長 次回の資源管理分科会につきまして御報告をいたします。

今回は、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」などを議題にいたしまして、9月下旬ごろに開催したいと考えております。また個別に日程調整等をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

山下分科会長 次回は9月ということでございます。

以上をもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきたいと思います。どうもありがと



うございました。

閉 会

答 申 書

水 審 第 1 9 号

8 年 7 月 2 5 日

1 8

平成 1

農林水産大臣臨時代理  
国務大臣 川崎 二郎 殿

水産政策審議会  
会 長 小 野

征 一 郎

平成 1 8 年 7 月 2 5 日（火）に開催された水産政策審議会第 2 6 回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第 1 0 9 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する省令  
について

諮問第 1 1 0 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づき基本計画の検討等について